

# 熊本県所在貿易企業における取引契約上の 留意点に関する時系列考察

—2013年アンケート結果の追加版—

吉田友之

## はしがき

筆者は、熊本県に所在する貿易業者を対象として2003年に「トレード・タームズ (Trade Terms; 貿易定型取引条件) の使用実態」についてアンケート調査を実施した (以下、2003と称す)<sup>1)</sup>。この種の調査は一定の時間的間隔をおいて定点的観測を行うことで一層の説得力を有するようになると考え、つづいて2013年 (以下、2013と称す)<sup>2)</sup> の二度にわたりアンケート

- 
- 1) ①調査のテーマ:トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期間: 2003年2～8月の約7ヶ月間。③調査対象者: ジェトロ熊本貿易情報センター, (社)熊本県貿易協会『熊本貿易企業ダイレクトリー 2001-2002 (Kumamoto Trade Directory 2001-2002)』2001年の企業リストに掲載の企業中, 貿易形態の項目で直接輸出ないし直接輸入との記載のある全業者。但し, 県内に本社を置いていない企業については調査対象から除外した。④調査の実施方法: アンケート票, アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状, 返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し, 返送を依頼した (いわゆる郵送調査法)。アンケート調査協力依頼状を事前にEメールまたはファックスで送信し, その後アンケート調査票を郵送し, 返送を依頼した (2月下旬)。回答がなかった先にアンケート票を再送し, ファックスで回答依頼を行った (4月中旬)。回答がなかった先にファックスにより回答依頼を行った (4月下旬～5月初旬)。なお回答がなかった先に訪問しアンケート調査への協力依頼および聞き取り調査を行った (6月中旬)。⑤回答者数: アンケート調査票送付総数131件で回収数116件であった。そのうち有効回答数は82件で, 34件は「直接貿易は行っていない」, 「回答拒否」, 「白紙」, 「トレード・タームズの知識がなく回答不能」, 「所在不明」, 「自己破産」, 「倒産」などであった。したがって, 回収率は88.5% (116件÷131件), 有効回答率は62.6% (82件÷131件), 無効回答を除く実質有効回答率は84.5% (82件÷(131件-34件)) であった。
- 2) ①調査のテーマ:トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期間: 2013年7～8月の約2ヶ月間。③調査対象者: ジェトロ熊本貿易情報センター, (社)熊本県貿易協会『熊本貿易企業ダイレクトリー 2001-2002 (Kumamoto Trade Directory 2001-2002)』2001年の企業リストに掲載の企業中, 貿易形態の項目で直接輸出ないし直接輸入との記載のある全業者。但し, 県内に本社を置いていない企業については調査対象から除外した。およびインターネット上の「サーチズ」の商社貿易の匠に掲載されていた企業。④調査の実施方法: アンケート票, アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状, 返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し, 返送を依頼した (いわゆる郵送調査法)。アンケート調査票を郵送し返送を依頼した (7月)。回答がなかった先にアンケート票を再送し, 返送を依頼した (8月)。⑤回答者数: アンケート調査票送付総数184件で回収数71件であった。そのうち有効回答数は38件ノ

調査を実施することとなった。二度にわたる同調査から所期の目的は達成できその成果を順次論文にまとめたが、副産物として業者の売買契約にかかわる現状のデータを入手することができた。このデータはとくに中小貿易企業に対して示唆に富む事項の証明ともなっていた。つまりそれは、貿易業者が貿易売買契約で取り決めるべき条件であると理論上いわれていることは、實際上どの程度まで盛り込まれているのかについてつまびらかにしていた。これらは、そのデータ内容からしてすでに発表した論文『熊本県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察—2013年アンケート調査との比較—』<sup>3)</sup>と分けて発表した方がよいと筆者が判断し、今般別に本稿をまとめあげている。

第1章では貿易業者は貿易取引上の必須条件として使用するトレード・タームズに対していかなる準拠規則を採用しているのか、第2章では貿易業者がトレード・タームズに対する準拠規則を取り決めていない場合の理由とその対処方法はどうしているのか、第3章では貿易売買契約書にどのような内容の紛争解決方法規定を行っているのか、第4章ではウィーン売買条約の理解度などについて、2013のデータ分析を中心に、併せて2003のデータとの時系列的比較考察を行いたい。そして貿易売買契約書の中で詳細な事項まで売買両当事者間で合意しておくことが理論上最良であるといわれているが、これは実務上と乖離しているのか。乖離があるとするばどのような点であるのかを明らかにしたうえで、中小企業が貿易取引を行う際に契約上の留意点の変貌について言及したい。

## 第1章 利用トレード・タームズに準拠する規則

### 1 単純集計と分析

#### 1) アンケート結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズは何に準拠していますか」(1~2つ回答)について質問したところ<sup>4)</sup>、表1の回答を得た。

---

ㄨで、20件は「該当住所に所在しない」、10件は「貿易実績なし」、2件は「休業中」、1件は「倒産」であった。したがって、回収率は38.6% (71件÷184件)、有効回収率は20.7% (38件÷184件)、実質有効回答率は25.2% (38件÷(184件-33件))であった。

3) 吉田友之「熊本県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察—2013年アンケート調査との比較—」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第61巻2号、2016年10月。

4) 以下、本論中で傍点を付けているカッコ内の文はアンケート票の質問文である。

表1 トレード・タームズの準拠規則  
 [左段：回答者ベース]<sup>5)</sup> (右段：回答数ベース)<sup>6)</sup> (単位%)

	2003年 [82件] (72件)	2013年 [35件] (41件)
インコタームズ2010年版	選択肢なし <sup>7)</sup>	6件 [17.1] (14.6)
インコタームズ2000年版	15件 [18.3] (20.8)	3件 [8.6] (7.3)
インコタームズ1990年版	0件 [0.0] (0.0)	0件 [0.0] (0.0)
インコタームズ1980年版	0件 [0.0] (0.0)	選択肢なし <sup>8)</sup>
インコタームズ (何年版かは明示しない)	7件 [8.5] (9.7)	6件 [17.1] (14.6)
1941年改正米國貿易定義	0件 [0.0] (0.0)	0件 [0.0] (0.0)
同業者団体が規定した規則	4件 [4.9] (5.6)	1件 [2.9] (2.4)
社内で独自に作成した規則	8件 [9.8] (11.1)	5件 [14.3] (12.2)
どの規則にも準拠していない	34件 [41.5] (47.2)	17件 [48.6] (41.6)
その他	4件 [4.9] (5.6)	3件 <sup>9)</sup> [8.6] (7.3)

## 2) 結果の実態比較

回答者ベースでは以下のようにになっていた。

2003では、「どの規則にも準拠していない」は2.4社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は5.5社に1社、「社内で独自に作成した規則」は10.3社に1社、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は11.7社に1社、「同業者団体が規定した規則」, 「その他」はともに20.5社に1社とつづいていた。

2013では、「どの規則にも準拠していない」は2.1社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」はともに5.8社に1社、「社内で独自に

5) 回答頻度を示す (回答者が選択回答した割合)。

6) 回答比率を示す (全回答数からみて選択回答の占める割合)。

7) 2003年の調査当時には、2010年版インコタームズの刊行前であり、本問の選択肢に「インコタームズ2010年版」は入れなかった。

8) 2013年の調査当時には、1980年版インコタームズは本問の選択肢には入れなかった。

9) ・トレード・タームズは、通関業者で通関してもらっているため現時点で上記のどれにあてはまるかわからない。・不明 (2件)。

作成した規則」は7.0社に1社, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」, 「その他」はともに11.7社に1社, 「同業者団体が規定した規則」は35.0社に1社とつづいていた。

時系列的には, 「どの規則にも準拠していない」は, 各年ともに2.1~2.4社に1社でほぼ同じく最も高い回答頻度で推移していた。2003では最新の「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」, 2013では最新の「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」はともに5.5~5.8社に1社で2位のほぼ同じ回答頻度で推移していた。制定後13年が経過したインコタームズでは, 2003では「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ1990年版」は回答ゼロから, 2013では「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は11.7社に1社の回答頻度となっていた。「社内で独自に作成した規則」は, 各年ともに7.0~10.3社に1社で3~4位のほぼ同じ回答頻度で推移していた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は, 各年ともに5.8~11.7社に1社でばらつきがみられたが回答頻度は上昇傾向であった。「同業者団体が規定した規則」は20.5~35.0社に1社で下位の回答頻度で推移していた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

2003では, 「どの規則にも準拠していない」は5割弱, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は2割強, 「社内で独自に作成した規則」は1割強, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は約1割, 「同業者団体が規定した規則」, 「その他」はともに約5分の順となっていた。

2013では, 「どの規則にも準拠していない」は4割強, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」はともに約1割5分, 「社内で独自に作成した規則」は1割強, 「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」, 「その他」はともに1割弱, 「同業者団体が規定した規則」は約2分の順となっていた。

時系列的には, 「どの規則にも準拠していない」は4~5割の回答比率で推移していた。調査当時最新の「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ」は1割5分~2割で2位の回答比率で推移していた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は1割~1割5分で推移していた。「社内で独自に作成した規則」は1割強で推移していた。

## 2 クロス集計と分析

### 1) アンケート結果の比較

2003では, 「貿易形態」と「使用するトレード・タームズの準拠規則」のクロス集計 (回答数ベース) は表2の結果であった。

表 2

	上段：件 下段：%	合計	使用タームズの準拠規則								
			インコ タームズ 2000年版	インコ タームズ 1990年版	インコ タームズ 1980年版	インコ タームズ (何年版 は不明)	1941年 改正米国 貿易定義	同業者 団体規定 の規則	社内で独 自に作成 した規則	どの規則 にも準拠 していな い	その他
全体		72 100.0	15 20.8	0 0.0	0 0.0	7 9.7	0 0.0	4 5.6	8 11.1	34 47.2	4 5.6
貿易 形態	輸出業と輸入業	26 100.0	5 19.2	0 0.0	0 0.0	3 11.5	0 0.0	3 11.5	3 11.5	12 46.3	0 0.0
	輸出業のみ	8 100.0	2 25.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	1 12.5	3 37.5	1 12.5
	輸入業のみ	37 100.0	8 21.6	0 0.0	0 0.0	3 8.1	0 0.0	1 2.7	4 10.8	18 48.7	3 8.1
	その他	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

2013では、「貿易形態」と「使用するトレード・タームズの準拠規則」のクロス集計（回答数ベース）は表3の結果であった。

表 3

	上段：件 下段：%	合計	使用タームズの準拠規則								
			インコ タームズ 2010年版	インコ タームズ 2000年版	インコ タームズ 1990年版	インコ タームズ (何年版 は不明)	1941年 改正米国 貿易定義	同業者 団体規定 の規則	社内で独 自に作成 した規則	どの規則 にも準拠 していな い	その他
全体		41 100.0	6 14.6	3 7.3	0 0.0	6 14.6	0 0.0	1 2.4	5 12.2	17 41.6	3 7.3
貿易 形態	輸出業と輸入業	17 100.0	5 29.5	3 17.6	0 0.0	3 17.6	0 0.0	0 0.0	2 11.8	3 17.6	1 5.9
	輸出業のみ	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1 14.3	5 71.4	0 0.0
	輸入業のみ	17 100.0	1 5.9	0 0.0	0 0.0	2 11.8	0 0.0	1 5.9	2 11.8	9 52.8	2 11.8
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

## 2) 結果の実態比較

貿易形態によってトレード・タームズの準拠規則ごとに特徴があるかないかが分かる。

2003では、表2のように、「国際商業会議所(ICC)が制定したインコタームズ2000年版」<sup>10)</sup>は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」、「輸入業」はほぼ同じ選択順

10) 以下、本論中で下線を付けているカッコ内の文は、クロス集計表中の「使用タームズに対する各種の準拠規則」部分を判別しやすくするためである。

向であり、「輸入業」、「輸出業」もほぼ同じ選択傾向であったが、「輸出業」は「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は、「輸出業」、「輸出業」、「輸入業」の順となっており、ほぼ同じ選択傾向がみられた。「同業者団体が規定した規則」は、「輸出業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「社内で独自に作成した規則」は、「輸出業」、「輸出業」、「輸入業」の順となっており、ほぼ同じ選択傾向がみられた。「どの規則にも準拠していない」は、「輸入業」、「輸出業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」、「輸出業」がほぼ同じ選択傾向となっていた。「輸入業」は「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられ、「輸出業」は「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。

2013では、表3のように、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2010年版」は、「輸出業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ (何年版かは明示しない)」は、「輸出業」、「輸出業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向であり、「輸出業」、「輸入業」もほぼ同じ選択傾向であったが、「輸出業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「社内で独自に作成した規則」は、「輸出業」、つづいて同比率で「輸出業」、「輸入業」の順となっており、ほぼ同じ選択傾向がみられた。「どの規則にも準拠していない」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられ、「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。

時系列的には、「社内で独自に作成した規則」は、「輸出業」、「輸出業」、「輸入業」ともにほぼ同じ選択傾向で推移していた。その他の準拠規則においては、両年で共通した選択傾向はみられなかった。

## 第2章 利用トレード・タームズに対する規則の非準拠理由

### 1 単純集計と分析

#### 1) アンケート結果の比較

「(どの規則にも準拠していない方は回答ください) どの規則にも準拠していない理由は何ですか」(2~3つ回答)について質問したところ、表4の回答を得た。

表4 どの規則にも非準拠の理由（非準拠者のみ）

〔左段：回答者ベース〕（右段：回答数ベース）

（単位％）

	2003年 〔34件〕（74件）	2013年 〔17件〕（38件）
特に問題が生じたことがないから	27件 〔79.4〕（36.3）	15件 〔88.2〕（39.5）
それが長年のやり方であるから	19件 〔55.9〕（25.7）	8件 〔47.1〕（21.1）
相手方からの要求がないから	8件 〔23.5〕（10.8）	6件 〔35.3〕（15.8）
相手方に準拠規則の採用を説明するのが面倒であるから	1件 〔2.9〕（1.4）	0件 〔0.0〕（0.0）
どんな規則があるのか知らないから	13件 〔38.2〕（17.6）	4件 〔23.5〕（10.5）
どの規則が適切であるか分からないから	5件 〔14.7〕（6.8）	4件 〔23.5〕（10.5）
その他	1件 〔2.9〕（1.4）	1件 <sup>11)</sup> 〔5.9〕（2.6）

## 2) 結果の実態比較

回答者ベースでは以下ようになっていた。

2003では、「特に問題が生じたことがないから」は1.3社に1社、「それが長年のやり方であるから」は1.8社に1社、「どんな規則があるのか知らないから」は2.6社に1社の回答頻度となり、かなり高い回答頻度であった。つぎに「相手方からの要求がないから」は4.3社に1社、「どの規則が適切であるか分からないから」は6.8社に1社、「相手方に準拠規則の採用を説明するのが面倒であるから」、「その他」はともに34.0社に1社の回答頻度でつづいていた。

2013では、「特に問題が生じたことがないから」は1.1社に1社、「それが長年のやり方であるから」は2.1社に1社、「相手方からの要求がないから」は2.8社に1社、「どんな規則があるのか知らないから」、「どの規則が適切であるか分からないから」はともに4.3社に1社、「その他」は17.0社に1社の回答頻度でつづいていた。

時系列的には、「特に問題が生じたことがないから」は、各年ともに1.3～1.1社に1社のほぼ同じく最も高い回答頻度で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、1.8～2.1社に1社の2位の回答頻度で推移していた。「相手方からの要求がないから」は、4.3～2.8社に1社の中位の回答頻度で推移していた。「どんな規則があるのか知らないから」は、2.6～4.3社に1社の中下位の回答頻度で推移していた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、6.8～4.3社に1社の下位の回答頻度で推移していた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

11) ・良品納品を基準とし検品に力を入れるから。

2003では、「特に問題が生じたことがないから」は約3割6分を占め、以下「それが長年のやり方であるから」は約2割6分、「どんな規則があるのか知らないから」は2割弱、「相手方からの要求がないから」は1割強、「どの規則が適切であるか分からないから」は約7分、「相手方に準拠規則の採用を説明するのが面倒であるから」、「その他」はともに約1分の順となっていた。

2013では、「特に問題が生じたことがないから」は約4割を占め、以下「それが長年のやり方であるから」は2割強、「相手方からの要求がないから」は約1割6分、「どんな規則があるのか知らないから」、「どの規則が適切であるか分からないから」はともに約1割、「その他」は約3分の順となっていた。

時系列的には、「特に問題が生じたことがないから」は、各年ともに約3割6分～約4割の最も高い回答比率で推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、約2割6分～2割強の2位の回答比率で推移していた。「相手方からの要求がないから」は、1割強～約1割6分の中位の回答比率で推移していた。「どんな規則があるのか知らないから」は、2割弱～約1割の中下位の回答比率で推移していた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、約7分～約1割の下位の回答比率で推移していた。2003の約1割を除いて、2001、2013ともに2割弱から約2割の回答比率で推移していた。

## 2 クロス集計と分析

### 1) アンケート結果の比較

2003では、「貿易形態」と「どの規則にも非準拠理由」のクロス集計（回答数ベース）は表5の結果であった。

表5

上段：件 下段：%	合計	どの規則にも準拠しない理由							
		特に問題が生じたことがない	それが長年のやり方	相手方からの要求がない	準拠規則採用の説明が面倒	どんな規則があるのか知らない	どの規則が適切か分からない	その他	
全体	74 100.0	27 36.3	19 25.7	8 10.8	1 1.4	13 17.6	5 6.8	1 1.4	
貿易形態	輸出業と輸入業	25 100.0	8 32.0	6 24.0	2 8.0	0 0.0	5 20.0	3 12.0	1 4.0
	輸出業のみ	5 100.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
	輸入業のみ	43 100.0	16 37.1	11 25.6	6 14.0	1 2.3	7 16.3	2 4.7	0 0.0
	その他	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

2013では、「貿易形態」と「どの規則にも非準拠理由」のクロス集計（回答数ベース）は表6の結果であった。



表 6

	上段：件 下段：%	合計	どの規則にも準拠しない理由						その他
			特に問題が生じたことがない	それが長年のやり方	相手方からの要求がない	準拠規則採用の説明が面倒	どんな規則があるのかわからない	どの規則が適切かわからない	
全体		38 100.0	15 39.5	8 21.1	6 15.8	0 0.0	4 10.5	4 10.5	1 2.6
貿易形態	輸出業と輸入業	7 100.0	3 42.8	2 28.6	1 14.3	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0
	輸出業のみ	11 100.0	4 36.3	0 0.0	3 27.3	0 0.0	1 9.1	3 27.3	0 0.0
	輸入業のみ	20 100.0	8 40.0	6 30.0	2 10.0	0 0.0	2 10.0	1 5.0	1 5.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

## 2) 結果の実態比較

貿易形態によってどの規則にも準拠しない理由に特徴があるかないかが分かる<sup>12)</sup>。

2003では、表5のように、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸入業」とほぼ同じ選択傾向であったが、「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「それが長年のやり方であるから」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられ、「輸出入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出入業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。「相手方からの要求がないから」は、「輸入業」、「輸出入業」の順となっており、「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「どんな規則があるのかわからないから」は、同率で「輸出入業」、「輸出業」、つづいて「輸入業」の順となっており、ほぼ同じ選択傾向がみられた。「どの規則が適切であるかわからないから」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっており、「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。

2013では、表6のように、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」と比べてほぼ同じ選択傾向がみられ、「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。「それが長年のやり方であるから」は、「輸入業」、「輸出入業」の順となっており、ほぼ同じ選択傾向がみられた。「相手方からの要求がないから」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸出入業」と比べて高い選択傾向がみられ、「輸入業」

12) 2001における「輸出業」および2013における「輸出入業」の件数は少なくこれにかかわる部分は参考程度にあげた。

と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。「どんな規則があるのか知らないから」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸入業」とほぼ同じ選択傾向がみられ、「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、「輸出業」、「輸入業」の順となっており、「輸出業」は「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。

時系列的には、「輸出入業」、「輸出業」、「輸入業」別にどの規則にも非準拠の理由において、両年で共通した選択傾向がみられなかった。

### 第3章 紛争解決方法規定の有無

#### 1 単純集計と分析

##### 1) アンケート結果の比較

「貴社が使用する貿易売買契約書の中に紛争解決方法についての規定はありますか」について質問したところ、表7の回答を得た。

表7 紛争解決方法規定の有無 (回答数ベース) (単位%)

	2003年 (70件)	2013年 (37件)
ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定	22件 (31.5)	10件 (27.1)
ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定	0件 (0.0)	0件 (0.0)
ある……商事仲裁による紛争解決規定	5件 (7.1)	2件 (5.4)
ある……訴訟による紛争解決規定	1件 (1.4)	5件 (13.5)
ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため	20件 (28.6)	10件 (27.0)
ない……貿易売買契約書自体を作成していない	21件 (30.0)	8件 (21.6)
その他	1件 (1.4)	2件 <sup>13)</sup> (5.4)

##### 2) 結果の実態比較

2003では、「ある…売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は3割強、「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は3割、「ない……売買当事者には誠

13) ・現在海外貿易は中国合弁会社との取引のみであり紛争等は特に考えていない。

意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は3割弱, 「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は約7分, 「ある……訴訟による紛争解決規定」, 「その他」はそれぞれ約1分を占めていた。

2013では, 「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は3割弱, 「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は3割弱, 「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は2割強, 「ある……訴訟による紛争解決規定」は1割強, 「ある……商事仲裁による紛争解決規定」, 「その他」はそれぞれ約5分を占めていた。

時系列的には, 「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は各年ともに3割強～3割弱の最も高い回答比率で推移していた。「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」, 「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」はそれぞれ3割～2割弱で各年ともに上中位の高い回答比率で推移していた。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は約7分～約5分で各年ともに下位であるものの一定の回答比率で推移していた。「ある……訴訟による紛争解決規定」は2003では約1分の最も下位であるものの2013では1割強と中位に回答比率が上昇していた。

## 2 クロス集計と分析

### 1) アンケート結果の比較

2003では, 「貿易形態」と「紛争解決方法の規定の有無」のクロス集計（回答数ベース）は表8の結果であった。

表8

	上段：件 下段：%	合計	紛争解決方法の規定の有無						
			ある、当事者の話し合い	ある、同業者団体仲介	ある、商事仲裁	ある、訴訟	ない、話し合うことの暗黙の了解	ない、契約書自体を作成していない	その他
全体	70 100.0	22 31.5	0 0.0	5 7.1	1 1.4	20 28.6	21 30.0	1 1.4	
貿易形態	輸出業と輸入業	21 100.0	7 33.4	0 0.0	2 9.5	1 4.8	7 33.3	4 19.0	0 0.0
	輸出業のみ	8 100.0	4 50.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	2 25.0	0 0.0	1 12.5
	輸入業のみ	40 100.0	11 27.5	0 0.0	2 5.0	0 0.0	11 27.5	16 40.0	0 0.0
	その他	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

2013では, 「貿易形態」と「紛争解決方法の規定の有無」のクロス集計（回答数ベース）は表9の結果であった。

表 9

上段：件 下段：%	合計	紛争解決方法の規定の有無							
		ある、当事者の話し合い	ある、同業者団体仲介	ある、商事仲裁	ある、訴訟	ない、話し合うことの暗黙の了解	ない、契約書自体を作成していない	その他	
全体	37 100.0	10 27.1	0 0.0	2 5.4	5 13.5	10 27.0	8 21.6	2 5.4	
貿易形態	輸出業と輸入業	16 100.0	5 31.1	0 0.0	1 6.3	3 18.8	2 12.5	3 18.8	2 12.5
	輸出業のみ	6 100.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	2 33.3	0 0.0	3 50.0	0 0.0
	輸入業のみ	15 100.0	4 26.7	0 0.0	1 6.7	0 0.0	8 53.3	2 13.3	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

## 2) 結果の実態比較

貿易形態によって紛争解決方法に特徴があるかないかが分かる<sup>14)</sup>。

2003では、表8のように、「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸出入業」と比べてかなり高い選択傾向がみられ、「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸出入業」とほぼ同じ選択傾向がみられ、「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」、「輸出業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸入業」、「輸出入業」の順となっており、「輸入業」は「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。

2013では、表9のように、「ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」とほぼ同じ選択傾向がみられ、「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられた。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は、「輸入業」、「輸出入業」の順となっており、「輸入業」は「輸出入業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。「ある……訴訟による紛争解決規定」は、「輸出業」、「輸出入業」の順となっており、「輸

14) 2001, 2003の「輸出業」の件数は少なくこれにかかわる部分は参考程度にあげた。

出業」は「輸出入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、「輸入業」、「輸出入業」の順となっており、「輸入業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸出入業」、「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。

時系列的には、「輸出入業」、「輸出業」、「輸入業」別に紛争解決方法において、両年で共通した選択傾向がみられなかった。

## 第4章 ウィーン売買条約の理解度

### 1 単純集計と分析

#### 1) アンケート結果<sup>15)</sup>

「貴社は『ウィーン売買条約』または『CISG』の内容を知っていますか」について質問したところ、表10の回答を得た。

表10 ウィーン売買条約（CISG）の理解度（回答数ベース） （単位％）

	全く知らない	ほとんど知らない	あまり知らない	大体は知っている	少しは知っている	その他
2013年（37件）	17件 (46.0)	8件 (21.6)	9件 (24.3)	1件 (2.7)	2件 (5.4)	0件 (0.0)

#### 2) 結果の分析

ウィーン売買条約（CISG）は2018年4月1日現在89カ国が加盟し、わが国も2009年8月から効力が生じている。それにより輸出国、輸入国がともに同条約の加盟国で、輸出入業者がそれぞれ自国に営業所をもつ場合には、契約上規定されていない部分については輸出入国の法律に優先して同条約がその規定する範囲内で適用される。したがって、わが国の貿易業者は実務上同条約内容を熟知しておく必要がある。

「全く知らない」は4割6分、「あまり知らない」は約2割4分、「ほとんど知らない」は2割強、「少しは知っている」は約5分、「大体は知っている」は約3分であり、いわゆる「知らない」と回答した者は計9割強を占め、いわゆる「知っている」と回答した者は計1割弱であった。わが国において同条約が有効となってから4年が経過した時点での調査であることを考えると余りにもいわゆる「知らない」との回答結果が多いといわざるを得ない。

15) 2013年調査で初めて質問項目とした。

## 2 クロス集計と分析

### 1) アンケート結果

2013では、「貿易形態」と「ウィーン売買条約の理解度」のクロス集計（回答数ベース）は表11の結果であった。

表11

上段：件 下段：%	合計	ウィーン売買条約の理解度						
		大体は知っ ている	少しは知っ ている	あまり知ら ない	ほとんど知 らない	全く知らな い	その他	
全体	37 100.0	1 2.7	2 5.4	9 24.3	8 21.6	17 46.0	0 0.0	
貿易 形態	輸出業と輸入業	16 100.0	1 6.3	2 12.5	3 18.8	3 18.8	7 43.6	0 0.0
	輸出業のみ	6 100.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	4 66.6	0 0.0
	輸入業のみ	15 100.0	0 0.0	0 0.0	5 33.3	4 26.7	6 40.0	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

### 2) 結果の分析

貿易形態によってウィーン売買条約の理解度に特徴があるかないかが分かる。

表11のように、「あまり知らない」は、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は、「輸出入業」、「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられ、「輸出入業」は「輸出業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。「ほとんど知らない」は、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は、「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられ、「輸出業」と比べて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸出業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。「全く知らない」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられ、「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」とほぼ同じ選択傾向がみられた。

### 結びにかえて

以上のように本稿では、2003とほぼ同じ質問項目について行った2013のデータをもとに、各調査年での、第1章利用トレード・タームズに準拠する規則、第2章利用トレード・タームズに対する規則の非準拠の理由、第3章紛争解決方法の規定の有無、第4章ウィーン売買条約の理解度などの実態を把握し、併せて2003から2013にかけてそれらの実態に変化の兆しが生じてきたのかどうかについて考察してきた。この結果、貿易業者は今後の取引においてとくに以下の諸点に留意を払うべきである。

## I トレード・タームズを使用するうえでの留意点

売買当事者が貿易取引でトレード・タームズを使用する場合、両当事者は、使用したトレード・タームズの解釈上の不一致から生じる取引上の紛争に留意すべきである。その紛争を防止するために両当事者は、使用したトレード・タームズについて売主および買主の義務を遺漏なく取り決めておくことが理論上の最善策であるといわれている。このため、両当事者は、この取り決めを行える専門的なノウハウ・知識が不可欠であることはいまでもなく、時間やコストをかけて協議しなければならない。しかし、こうした作業は両当事者にとって大変やっかいなものであり、先人は、トレード・タームズについての統一の解釈規則を策定し、両当事者がその規則を援用し、共通の規則を遵守することで無用の混乱を避けようとしてきた。それでは、實際上、貿易業者はトレード・タームズの解釈についてどのような取り決めを行っているのだろうか。

「どの規則にも準拠していない」は、最も高い回答頻度のままで推移しており、これを選択した業者は、一つ間違えれば紛争が生じる恐れを内包しながら取引を行っていることになる。このような当事者は、この状況を貿易形態（輸出入業、輸出業、輸入業）のいかんを問わず、十分に理解したうえで適切な措置を講じるべきである。

2003では最新の「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」、2013では最新の「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は、ともに最も高い回答頻度と比べて大差があるものの2位の回答頻度で推移していた。回答頻度自体は高くはなかったが、両年ともに最新版への改訂後丸3年経過時点での調査であることを考慮すると、理論上最善策といわれる方策を講じている業者が一定数存在していたが、貿易形態による顕著な相関関係はみられなかった。

「社内で独自に作成した規則」は、3～4位のほぼ同じ回答頻度で推移していた。「同業者団体が規定した規則」は、下位の回答頻度で推移していた。本調査からは、どのような内容の規則を社内で規定したのか、またはどのような内容の規則を同業者団体が規定したのかまでは具体的に把握できないが、この種の規定を完璧に作成するには専門的知識と経験が必要となるため、一般的には既存の規定を準拠規則とする方が売買当事者にとっては手間や暇を省けメリットが多いといえる。

「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は、回答頻度に差がみられたが、回答頻度は上昇傾向を示していた。一応準拠規則を表示しているという点では、「どの規則にも準拠していない」場合に比べて勝ると考えられる。しかし、インコタームズは任意規則であり最新版が自動的に援用するようにはなっておらず、ひいては両当事者間でインコタームズが何年版とするのかの点で相違が生じる恐れがあり、当事者はこの点についても留意が必要である。貿易形態による相関傾向はみられなかったが、各貿易形態ともにおしなべて同じ選択傾向がみられた。

調査時に最新版の1つ前の版のインコタームズへの使用頻度についてみると、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ1990年版」は、2003ではその改訂後丸13年が経過しているためか回答ゼロとなっていた。一方、「国際商業会議所 (ICC) が制定したインコタームズ2000年版」は、2013ではその改訂後丸13年が経過しているが、低い回答頻度であるものの回答者が存在していた。

## II トレード・タームズの準拠規則を取り決めていない場合の留意点

上記Iで「どの規則にも準拠していない」と回答した者からその理由を明らかにした。

「特に問題が生じたことがないから」は、同じく最も高い回答頻度のままで推移していた。「それが長年のやり方であるから」は、2位の回答頻度で推移していた。「どんな規則があるのか知らないから」は、中下位の回答頻度で推移していた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、下位の回答頻度で推移していた。「相手方からの要求がないから」は、中位の回答頻度で推移していた。

当事者がトレード・タームズの準拠規則を取り決めていないおもな理由は、長年トレード・タームズに対する解釈規則に準拠してはなくても、それでとくに問題が生じたことがないこと、またそれが長年のやり方であることであった。また、相手方からの要求がないから、その準拠規則を取り決めていない当事者も一定数存在していた。この回答者は相手方からの要求があれば、適正か否かは別として準拠規則の取り決めを行う余地があることもわかった。一方、どんな規則があるのか知らない者は、低下傾向がみられるが、どの規則が適切であるかわからない者は上昇傾向がみられた。準拠規則の存在を認識している者は、わずかながら増加傾向にあるものの、認識している規則自体についての優劣についての理解度合いに懸念があるものと推測できた。

当事者は、以上の状況である限り、長年同じ業者との間で取引関係がありとくに何のトラブルもない場合であってさえ、いつ商事紛争が生じても不思議ではない状況にあることに留意すべきであろう。

## III 商事紛争処理方法に関する留意点

当事者が契約書で紛争解決方法を規定していない場合、「ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、各年ともに上位の高い回答比率で推移していた。「ない……貿易売買契約書自体を作成していない」は、各年ともに上中位の回答比率で推移していた。これらは紛争解決方法として気休め程度に過ぎずまったく実効性のない方法である。とくに契約書自体を作成していないのは貿易業者として論外であるといわざるを得ない。当事者はこれらの諸点に留意が必要となる。

当事者が契約書で紛争解決方法を規定している場合、「ある……売買当事者が誠意をもって



話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、各年ともに最も高い回答比率で推移していた。当事者は、紛争発生時にはその解決に向けて努力することは当然であり、その当然ともいえることを紛争解決方法として規定したところで具体的な解決方法でなければ実効性に乏しい規定であるといわざるを得ない。「ある……訴訟による紛争解決規定」は、各年ともに下位の回答比率で推移していた。これは紛争方法を規定しないより有効であるが、商事紛争の解決方法として用いることは一般的にリスクが高いと考えられている。ただ今後、各国においてウィーン売買条約に基づく判決が蓄積されていくことにより、訴訟が商事紛争方法として適切となり採用されていくことも予想される。「ある……商事仲裁による紛争解決規定」は、実務上最も現実的で適切な解決策とされている。しかし、紛争解決方法としてこの方法を契約書に規定した当事者は各年ともに下位の回答比率であった。もちろんこの解決策を規定した場合であっても、それで十分な解決が図れるわけではない。実際には仲裁機関名、仲裁規則を指定しそこから下された裁定が売買両当事者に対してどのような効果をもたらすのかなどについて詳細に規定する必要がある。したがって、そのような手当を行った当事者の割合はさらに低くなると推測できる。

当事者は、過去に当事者間で紛争が生じなかった場合であってもそれはたまたまそうだったのであると考え、実効性のある紛争解決方法を規定しておくことが肝要である。また、当事者は、紛争が生じるのか否かわからない時点で紛争解決方法の規定を要求するのは相手方に対して気が引ける思いもあろうが、この種の規定は最悪の事態を想定したものであり、結局は両当事者のためになることを理解すべきである。

#### Ⅳ ウィーン売買条約における留意点

ほとんどの当事者は、ウィーン売買条約をいわゆる「知らない」と回答していた。筆者は同条約の理解度が低いであろうことは予想していたが、同条約が有効となって4年が経過した時点での調査であることを勘案すると、当事者は、自己にとって極めて危うい状況下で貿易取引を行っていることが明らかとなった。とくにこの傾向は、全く知らない者は輸出業で多く、ほとんど知らない者、およびあまり知らない者は輸入者で多くなっていた。当事者は、同条約では準拠を望まないならそれも可能ではあるが、それも含めてまず最低限の同条約について内容を理解する努力が必要である。

以上より、貿易当事者は、実務上の貿易取引では相手方とのかけひきがあり交渉事となるため、理論的に適正な取り決めが必ずしもできるとは限らない。結果として問題を残したままで契約書を作成することになるかもしれない。しかし、当事者にとっては当該取引で用いた契約書の中に問題があることを自覚して取引を行ったのか自覚なしにそれを行ったのが重要な意

味をもつ<sup>16)</sup>。前者の場合には、それによって生じるかもしれない紛争を予期し、その対応策についての準備をすることができよう。さらにその後の貿易取引では生じるかもしれない問題を少しでも解消できる方向に本稿を参考として契約内容を改善することができる。一方、後者の場合には、貿易取引を円滑に遂行するうえで必要となる基礎的知識をまず理解し問題点を自覚できるようにすべきであろう。

本稿で指摘した諸点が、貿易当事者にとって紛争防止のための一助となれば幸いである。

以 上

アンケート調査にご回答頂いた熊本県内の各企業に対して深謝いたします。また分析内容の文責は一切筆者にあることを申し添えます。

---

16) 厳密にはもっと詳細な取り決め内容を要するがここではアンケート調査に関する部分の概括的な指摘にとどめた。貿易業者は各地で開催されている貿易実務セミナーなどを利用し貿易取引や貿易契約に関する理解を深めるのも一策であろう。